

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画御器所地区計画を次のように決定する。

名 称	御器所地区計画	
位 置	名古屋市昭和区阿由知通 3 丁目及び 4 丁目、御器所通 2 丁目及び 3 丁目、紅梅町 2 丁目及び 3 丁目、台町 2 丁目及び 3 丁目、天神町 2 丁目及び 3 丁目、東畑町 2 丁目並びに緑町 2 丁目及び 3 丁目の各一部	
面 積	約 11.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本区域は、都市高速度鉄道 3 号線と 6 号線とが交差する区域に位置し、名古屋市新基本計画では地域中心地に位置づけられている。</p> <p>このため、商業業務機能の誘導及び住宅の供給を促進し、当地区にふさわしい特色のある市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	<p>本区域は、幹線道路沿いに商業業務施設の集積を、その周辺には中高層住宅の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地の高度利用及び商業業務施設と住宅の調和した市街地が形成されるよう、階層による建築物の用途の制限、容積率の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	沿道地区	周辺地区
			面積	約 6.9 ha	約 4.9 ha
		建築物等の用途の制限		都市計画道路 3・2・3名古屋環状線又は 3・1・144山王線に接する敷地にある建築物のうち、1階部分については、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供してはならない	4階以上の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿以外の用途に供する建築物は建築してはならない。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度		基準容積率の 1 / 3	
		壁面の位置の制限		都市計画道路 3・2・3名古屋環状線又は 3・1・144山王線に接する敷地にある建築物のうち、1階部分においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は50センチメートル以上とする。	
		備考	基準容積率とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項から第3項までの規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通して、商業施設の立地を誘導し、地域中心地にふさわしい商業地の形成を図る。